

京滋奈三・広域交流圏行動指針

日本の新文化創造エリア「畿央の杜」
の形成を目指して

平成12年3月

京滋奈三・広域交流圏研究会

はじめに ―― 行動指針策定の目的

京滋奈三・広域交流圏は、大阪・名古屋両都市圏の中間に位置し、両都市圏の諸機能のみならず優れた歴史文化遺産や恵まれた自然環境を活用できることなどから、近畿圏の中において大阪湾バイエリアとは異なる役割が期待されている。また、当圏域は、上記の立地特性が評価され、首都機能の移転先候補地の一つに選定されており、日本の新都となり得る地域としても期待されている。

このような圏域の位置づけを踏まえて、特色ある一体的な圏域の形成に向けた検討を進め、平成10年度には「日本の新文化創造エリア 京滋奈三・広域交流圏の形成をめざして」と題する京滋奈三・広域交流圏ビジョンを策定したところである。

このビジョンの意図するところは、わが国が経済の飛躍的な発展を成し遂げ、物質的な豊かさを実現することができたものの人々の精神的な豊かさを実現するまでには至っていないこと、経済社会が成熟化し次世代を牽引する産業経済を模索していく必要性が高まっていること、地球的な規模での環境問題が顕在化し環境と共生する経済社会のあり様が求められてきたこと等から、この圏域が持つ日本固有の文化的・経済的な蓄積を背景として、21世紀のモデルともなる圏域づくりを推進し、大阪湾バイエリア等と連携しながら、近畿圏の活性化を牽引するとともに、新しい国土づくりにも寄与していこうとするところにある。

本報告書は、このビジョンの実現化に向けて、圏域内の関係諸機関や地域住民等が広域的に連携交流して取り組むべき方策を、行動指針としてとりまとめたものである。

行動指針は、言うまでもなく、実施計画とは異なるものであり、これをもって直ちに事業を展開するという性格のものではない。今後、この行動指針を基に、各種事業ごとに取り組みの可能性をより具体的に検討し、可能なものから順次事業化していく必要がある。

また、広域連携を強めていくには、各種事業の取り組みの実績と経験の積み重ねが必要なことから、行動指針においても段階的な事業化方策を明らかにしている。小さな成功体験が積み重ねられ、次第に多様で高度な連携交流の取り組みが展開されていくことが望まれる。

この行動指針が、多くの人々の共感を呼び、行政や経済界ばかりでなく、圏域内の各地域住民やNPO等の多様な人々の参加と連携を促進し、圏域内の各地域で「日本の新文化創造エリア」の形成に向けた取組が、積極的に推進されていくことを期待するものである。

平成12年3月

京滋奈三・広域交流圏研究会

はじめに

第1章 基本方針の設定	1
1. 圏域名称の設定	1
(1) 圏域形成の基本方針	1
(2) 京滋奈三・広域交流圏の名称の設定	2
2. 行動指針の基本方針	3
(1) 基本的スキーム	3
(2) 基本方針	6
第2章 行動指針の検討	9
1. (仮称)文化の都プロジェクト	9
—— 日本文化の宝庫を活かした集客活動や観光振興	
(1) 事業展開イメージ	9
(2) 行動指針	10
2. (仮称)地域交流プロジェクト	14
—— グリーンツーリズムの拠点づくり	
(1) 事業展開イメージ	14
(2) 行動指針	15
3. (仮称)新産業創造プロジェクト	19
—— 新ものづくり関連産業の育成・振興	
(1) 事業展開イメージ	19
(2) 行動指針	20
4. (仮称)環境共生プロジェクト	23
—— 緑豊かな自然環境、流域環境等の保全・活用	
(1) 事業展開イメージ	23
(2) 行動指針	24

附 「京滋奈三・広域交流圏研究会」の構成

第1章 基本方針の設定

1. 圏域名称の設定

(1) 圏域形成の基本方向

「京滋奈三・広域交流圏ビジョン」（平成11年3月）では、圏域形成の基本方向を次のように設定している。

[京滋奈三・広域交流圏とは]

・当圏域は、現在は府県境によって区分されているが、古くは淀川水系の桂川、宇治川、木津川を通じた山城、大津、大和、伊賀の経済的繋がり、畿央高原や琵琶湖、河川流域を中心とする一体的な自然環境、さらには奈良から京都へと遷都されてきた歴史的・文化的な繋がり等を持つとともに、歴史街道のメインルートの中心的な位置を占めている。

・こうした立地特性を背景として、京都、滋賀、奈良、三重の各府県及び京都市が、産業、文化等の各分野において、相互に連携・交流するとともに、交通・情報等のインフラ整備を図ることによりネットワーク型の圏域構造を構築する。このネットワーク型圏域を「京滋奈三・広域交流圏」と呼ぶ。

・圏域全体としては、国土の中央部に位置し、首都機能移転先候補地の一つである「三重・畿央地域」の「畿央地域」を含むとともに、大阪都市圏や名古屋都市圏の中間にあって、環日本海地域と環太平洋地域を結ぶ文化の南北軸とも結節するという立地特性を踏まえて、21世紀に向けての我が国の発展に大きな役割を果たす。

[京滋奈三・広域交流圏の目指すもの]

・京滋奈三・広域交流圏は、「日本の新文化創造エリア」—— 21世紀の文化経済型産業と生活提案圏域づくり —— を目指している。

・当圏域は、日本文化の宝庫ともいえる京都や奈良等の歴史的な蓄積の上で、質的にも高い伝統産業からハイテク・ハイタッチ産業に至る多様な産業を創み出してきた。我が国経済が新しい方向を模索していること、そうした中で今後の経済社会が文化を機軸にして発展していくのではないかとされていること等を考慮すると、当圏域において、次世代を牽引する文化経済型産業を創出・振興し、我が国の経済社会の発展に寄与していく意義は大きなものがある。

・また、圏域で育まれてきた豊富な生活の知恵を活かして、環境と共生しながら精神的にも豊かに暮らすことのできる21世紀のモデルとなる生活様式を提案していくことも、地球環境問題という今日的課題への対応というばかりでなく、文化経済型社会における新しい需要を創造していくという意味合いも含めて、大きな意味を持つものと思われる。

・このようなことから、京滋奈三・広域交流圏においては、「日本の新文化創造エリア」の形成を図ることを目標としている。

(2) 京滋奈三・広域交流圏の名称の設定

- ・ビジョンでは、上記のとおり、当圏域の基本目標を「日本の新文化創造エリア」としたが、圏域に名称をつけるに至らず、従来通り「京滋奈三・広域交流圏」と称してきた。
- ・今後、圏域外の人々に当圏域を認知してもらうとともに、圏域内の人々も自らの圏域を再認識し愛着を持って広域連携活動に取り組んでいけるようにするためには、通称あるいは愛称として日常的に呼称される圏域名称を冠することが必要と思われる。
- ・このようなことから、圏域の持つ豊かな自然的・文化的特性や圏域が目指す基本目標等を総合的に勘案し、本研究会では当圏域の名称を次のとおり設定する。

日本の新文化創造エリア 「畿央の杜」

・「畿央」の「畿」とは、古くは朝廷の直轄地域をさすものであったが、我々は近畿圏の内陸中央部に位置するという地理的位置を示すものとして「畿央」を位置づける。また、それに止まらず、この地域が「日本文化の宝庫」ともいわれるように、我が国固有の文化と産業を蓄積し、それを現代に引き継いで新しい文化と産業を生み出し、今後もその可能性を持ちつつ発展していく地域であることから、「大阪湾ベイエリア」とタイアップして近畿圏の発展を牽引する役割を担う地域としてイメージアップする、圏域固有の名称として位置づける。首都機能移転候補地が「畿央地域」という名称を用いていることから、当圏域名称と類似することとなるが、「畿央の杜」は、首都機能移転候補地のうちの「畿央地域」を内包する広域圏の圏域名称として位置づける。

・「杜」は、当圏域が上記のような歴史的背景と地域特性を持つことから、日本の新しい文化や産業、ライフスタイル等を創造する「源」を表すものとして、さらには当圏域が持つ豊かな自然環境地域や農山村地域を活用した交流空間を象徴するものとして位置づける。つまり、単なる緑空間を表す言葉ではなく、21世紀を牽引する新しい産業や文化、ライフスタイル等を創造する多様な木々からなる杜をイメージアップさせるものとして位置づける。

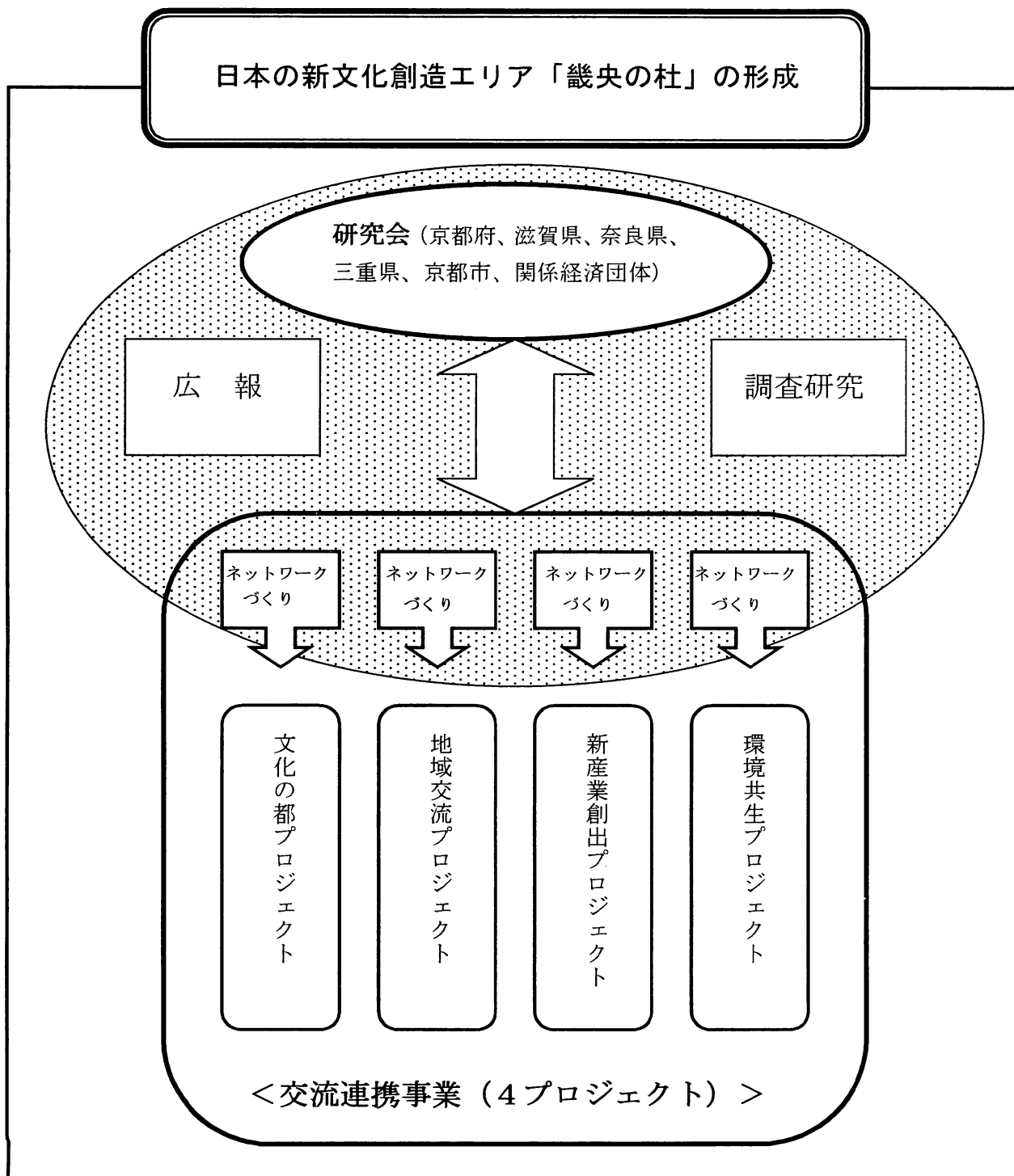
・また、新しい全国総合開発計画の中で、「大都市のリノベーション」とともに、「多自然居住地域の形成」が大きなテーマとして位置づけられているが、当圏域はその先進的なモデル地域としての役割をも果たし得ることから、そうしたイメージ付けも「杜」に込めている。

2. 行動指針の基本方針

(1) 基本的スキーム

日本の新文化創造エリア「畿央の杜」の形成に向けた、行動指針の基本的なスキームを示すと、次のとおりである。

日本の新文化創造エリア「畿央の杜」づくりの基本スキーム



□行動指針スキーム関連事項

[推進主体]

・当面の段階は、京滋奈三・広域交流圏自体の社会的な認知度を高めたり、広域連携事業の内容を具体化したり、事業の初動期における諸活動を推進していかなければならないため、従来より中心的な役割を果たしてきている「京滋奈三・広域交流圏研究会」を、推進主体として位置づけ、今後、推進組織の設立を図ることとする。

[ネットワークづくり]

・個別の事業の推進にあたっては、行政や経済界ばかりでなく、圏域内の各地域住民やNPO等の多様な主体の参画が必要となるため、広域連携事業を推進するに当たって、プロジェクトごとに関係者による交流活動を推進してネットワークの形成を図るよう努める。このネットワークが、広域連携プロジェクトの展開を現実のものとする。

[広報活動]

・広報活動は、京滋奈三・広域交流圏の認知度がまだ低いことから、当面、圏域自体の社会的な認知度を高めるための情報発信活動に力点を置く。
・広域連携事業に係る各種プロジェクトの推進に当たっては、関係団体・グループ等への情報発信活動を推進する。

[調査研究活動]

・広域連携事業に係る各種プロジェクトの展開に当たって必要となる案件について、調査研究活動を行なう。

[広域連携事業]

・京滋奈三・広域交流圏ビジョンでに基づいて、行動指針で重点的に進めるテーマ別プロジェクトを設定する。
・ビジョンでは、「学術・産業」「文化・観光」「環境・自然」「インフラストラクチャー」の4つのテーマを設定し、それぞれのテーマ毎に広域連携事業の展開イメージを示し、具体的な事業の例示を行っている。（次頁の表参照）
・このテーマ別例示事業を基にして、事業を具体的に推進していくことを念頭に置きつつ、行動指針として提起する事業を検討し、いくつかの類似事業をグルーピングしながら、次の4つのプロジェクトとして整理した。各プロジェクトの事業展開イメージは、次項の基本方針に示すとおりである。

「学術・産業」	—————	新産業創出プロジェクト
「文化・観光」	—————	文化の都プロジェクト
	└—————	地域交流プロジェクト
「環境・自然」	—————	環境共生プロジェクト

参考 京滋奈三・広域交流圏ビジョンで設定した主要テーマと広域連携事業

・『日本の新文化創造エリア』の形成を図るため、ビジョンでは次のようなテーマ設定と広域連携事業を例示している。

	共同事業の例示	連携事業の例示
テーマ1 学術・産業	<ul style="list-style-type: none"> 産官学の広域連携組織「新産業創出機構」等の設置の検討 新製品に係るプロデュース力を持つ人材の育成システムの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 産業界の経営支援、創業支援システムの検討 ものづくり技術習得システム・評価システムの検討
テーマ2 文化・観光	<ul style="list-style-type: none"> 日本文化の宝庫をアピールする広域イベントの実施 広域的な文化・観光情報の受発信と人材の発掘・養成 	<ul style="list-style-type: none"> 世界的規模の文化・芸術イベントの同時・集中開催 グリーンツーリズムのメッカづくり
テーマ3 環境・自然	<ul style="list-style-type: none"> 流域環境シンポジウムの開催 流域環境マップの作成 広域環境保全計画策定の検討 環境保全基金の設置やグラウンドワーク等の活動の促進の検討 	<ul style="list-style-type: none"> エコ・ミュージアムづくり 木の文化創造拠点づくりの検討 地域エネルギー開発モデル地域づくり 環境共生型土地利用ガイドライン等の策定の検討
テーマ4 インフラストラクチャー	<ul style="list-style-type: none"> リニア中央新幹線の整備促進 第二名神高速道路、東海南海連絡道等の広域幹線道路の整備促進 関西国際空港へのアクセス交通整備やびわこ空港の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内幹線道路網の整備 都市間鉄道の輸送力向上 エコネットワークの整備 歴史街道ネットワークの整備 圏域高速情報通信ネットワークの整備 都市的サービス機能の整備 安心ネットワークづくり

(2) 基本方針

①事業の展開イメージ

□ソフト事業

[テーマ別プロジェクト]

○(仮称)文化の都プロジェクト

- ・日本文化の宝庫としての文化蓄積を活かした集客活動や観光振興を中心とする事業の展開を図る。当面、圏域内の関係組織や人の交流・連携を図る。

○(仮称)地域交流プロジェクト

- ・グリーンツーリズムの拠点づくりを中心とする事業の展開を図る。当面、圏域内で活動している地域おこし組織や人の交流・連携を図る。

○(仮称)新産業創造プロジェクト

- ・新ものづくり関連産業の育成・振興を中心とする事業の展開を図る。当面、圏域内の関係組織や人の交流・連携を図る。

○(仮称)環境共生プロジェクト

- ・緑豊かな自然環境、淀川水系で構成される流域環境等の保全活用を中心とする事業の展開を図る。当面、圏域内で活動している関連組織や人の交流・連携を図る。

[活動内容]

○方針

- ・主要プロジェクトは、それぞれ「情報受発信」「交流連携」「人・組織づくり」「調査研究」の4つの基本事項にわたる事業展開を図る。
- ・主要プロジェクトの推進にあたっては、段階的な事業展開を図る。段階は、当面の段階と中長期の段階とに区分する。
- ・統一理念のもとに一つの事業を共同で行う「共同事業」と基本コンセプトを設定し連携しながら事業展開を図る「連携事業」については、実施の段階で再度検討する。

○内容(例)

「情報受発信」

- ・シンポジウムの実施、パンフレット、ガイドマップ、ホームページの作成等

「交流連携活動」

- ・ワークショップ、モデル事業の実施等

「人・組織づくり」

- ・ネットワークづくり、人材育成、推進組織・検討委員会の設置等

「調査研究」

- ・各種制度や手法の研究、交流連携活動に係る諸調査研究等

□ハード事業

[事業の推進・促進]

○交通基盤の整備促進

- ・国土軸（第二名神高速道路、東海南海自動車道、リニア中央新幹線、びわこ空港）
- ・域内交通網の整備

○情報基盤の整備

- ・域内情報通信基盤の整備

②事業展開モデル

・主要プロジェクト展開の基本的なモデルを示すと、次のとおりである。

	当面の段階（概ね3～4年間）			中 長 期 の 段 階
情報受発信	行動指針の発表 シンポジウムの開催 パンフレットの作成	圏域情報誌の発行 ホームページ開設 シンボルマーク決定	情報受発信活動の展開	京滋奈三・広域交流圏の社会的認知 地域おこしの各団体等が京滋奈三の活動を認知
連携交流	モデル事業への共通ツールの検討	ワークショップの実施		モデル事業の実施（共通ツールの活用）
人・組織	研究会	研究会 緩やかなネットワークの形成	研究会 ネットワークの拡大	推進組織の設立 ネットワークの拡大
調査研究		ワークショップ関連調査等の実施		検討委員会の設置 モデル事業関連調査の実施

- ・モデル事業 国土庁等の調査事業や各府県市の単費事業等を活用する。共通ツールを持って促進する。
- ・共通ツール 諸活動にインセンティブを与えるもの。（活動支援補助、共同PR、活動の冠（名称）等）
- ・ワークショップ 各地域の取り組み等を発表し、意見交換と経験交流を行ない連携につなげる。
- ・ネットワーク 地域おこし組織等を把握し、名簿化から始める。
- ・推進組織 広域連携事業を推進する組織を設立する。（研究会に代わって）
- ・検討委員会 必要に応じて学識経験者や各界からのメンバーを選定し、構成する。

第2章 行動指針の検討

1. (仮称)文化の都プロジェクト

—— 日本文化の宝庫を活かした集客活動や観光振興 ——

(1) 事業展開イメージ

	当 面 の 段 階	中 長 期 の 段 階
情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> ○文化・観光関連の地域情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ルートマップ、ガイドブック等の作成 ○文化・観光関連情報のデータベース化 <ul style="list-style-type: none"> ・文化団体、芸術家等のデータベース化 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化・観光関連の地域情報の受発信 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット、マルチメディア等の活用
交流連携	<ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術団体・グループ等の相互交流の促進 ○圏域内主要イベントの共同PR活動等の推進 ○圏域内での文化行事月間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい文化・観光イベントの創出 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史街道関連イベント等 ○芸術家等の交流促進
人・組織	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域内関連組織の連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域内での連絡協議会組織の設立 ○関連人材育成事業の推進
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ○文化・観光関連情報の収集・整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい文化・観光イベントの創出に係る調査研究

(2) 行動指針

①情報受発信事業

ア. 当面の段階の行動指針

文化・観光関連の地域情報の発信（ルートマップ、ガイドブック等の作成） [共同事業]

○圏域内の関連情報の収集・整理

- ・市町村や関連機関等へのアンケート調査の実施
- ・市町村や関連機関等より文化・観光関連情報の収集

○ルートマップ、ガイドブックの作成

- ・目的別情報等の整理
- ・ルートマップ、ガイドブックの作成方針の検討
- ・専門業者への委託による企画デザインの実施
- ・ルートマップ、ガイドブックの作成
- ・関係機関への配布

文化・観光関連情報のデータベース化（文化団体、芸術家等） [共同・連携事業]

○圏域内の関連情報の収集

- ・5府縣市からの情報収集
- ・市町村、関連団体アンケートの実施

○文化団体、芸術家等の文化関連情報のデータベースの作成

文化・観光関連の地域情報の受発信（インターネット開設） [共同事業]

○インターネット・ホームページの開設

- ・圏域内情報の収集・整理
- ・圏域共同活用型ホームページの作成・開設

イ. 中長期の段階の行動指針

文化・観光関連地域情報の受発信（インターネット、マルチメディア活用） [共同事業]

- インターネット・ホームページの維持・更新
 - ・新たな文化・観光関連情報の収集と更新
- マルチメディアを媒介とした情報受発信活動の展開

②交流連携事業

ア. 当面の段階の行動指針

文化芸術関連団体・グループの相互交流の促進 [連携事業]

- 関連団体・グループ代表者の交流会の実施

圏域内主要イベントの共同PR活動等の推進 [共同事業]

- 圏域内の大規模イベントに伴う連携事業の展開
 - ・平城遷都 1300年記念イベント等の主要イベントの共同PR活動の推進
 - ・主要イベントと連携した事業展開、共同参加の検討

圏域内での文化行事月間づくり [連携事業]

- 各地域での重点月間行事の同時開催
 - ・開催期間の調整による事業の集中化の促進

イ. 中長期の段階の行動指針

新しい文化・観光イベントの創出 [共同事業]

- 歴史街道関連イベントの企画・推進
 - ・「京滋奈三・歴史街道駅伝」、「京滋奈三フォトグランプリ」等の実施

○文化芸術フェスティバルの企画・推進

- ・「京滋奈三・ヴィエンナーレ」等の実施

芸術家等の交流促進 [共同・連携事業]

○交響楽団、劇団等の交流の促進

- ・楽団、劇団等への働きかけと交流活動の促進
- ・楽団、劇団等の練習場、サマーキャンプ場等の誘致

○プロ、アマ、市民の交流の促進

③人・組織づくり事業

ア. 当面の段階の行動指針

○圏域内関連組織の連携強化 [共同・連携事業]

○既存文化・観光関連組織の交流活動の促進

- ・関連団体、関連活動グループ等の把握
- ・団体・グループ相互の交流活動の促進

イ. 中長期の段階の行動指針

圏域内での連絡協議会組織の設立 [共同事業]

○（仮称）「京滋奈三・文化観光事業推進連絡協議会」の設立

- ・関係団体、活動グループ等への働きかけ
- ・協議会組織化の促進

関連人材育成事業の推進 [共同・連携事業]

○文化芸術関係のプロデューサー等の育成

④調査研究事業

ア. 当面の段階の行動指針

文化・観光関連情報の収集・整理 [連携事業]

○調査活動の推進

- ・文化・観光資源に係る情報の収集・整理
- ・文化団体、芸術家等に係る情報の収集・整理

イ. 中長期の段階の行動指針

新しい文化・観光イベントの創出に係る調査研究 [共同事業]

○検討委員会の開催

- ・新しい文化・観光イベントの検討

2. (仮称) 地域交流プロジェクト

—— グリーンツーリズムの拠点づくり ——

(1) 事業展開イメージ

	当 面 の 段 階	中 長 期 の 段 階
情報 受 発 信	○グリーンツーリズムに係る地域情報の発信 ・ガイドマップ、ガイドブックの作成	○グリーンツーリズムに係る地域情報の受発信事業 ・インターネット等での共同受発信事業
交 流 連 携	○地域おこし活動団体等の交流活動の推進 ・ワークショップの開催 ○圏域内での美しい村づくりの促進 ・各市町村での取り組みの促進	○美しいむらづくりに係る広域連携事業の展開 ・むらづくりコンクールの実施等 ○施設水準の基準づくり
人 ・ 組 織	○地域おこし活動団体等の緩やかなネットワークの形成	○サービス関連人材の養成 ・受け入れ地域における人材養成 ○人材ネットワークの構築 ・地域内外の人材ネットワークづくり
調 査 研 究		○施設水準に係る調査研究

(2) 行動指針

①情報受発信事業

ア. 当面の段階の行動指針

地域情報の発信（ルートマップ、ガイドブックの作成） [共同事業]

- 圏域内のグリーンツーリズム関連情報の収集
 - ・市町村や関連機関等へのアンケート調査の実施
 - ・市町村や関連機関等より地域内関連情報の収集
- ルートマップ、ガイドブックの作成
 - ・目的別情報等の整理
 - ・ルートマップ、ガイドブックの作成方針の検討
 - ・専門業者への委託による企画デザインの実施
 - ・ルートマップ、ガイドブックの作成
 - ・関係機関への配布

地域情報の受発信事業（インターネットの開設） [共同事業]

- インターネット・ホームページの開設
 - ・圏域内情報の収集・整理
 - ・圏域共同活用型ホームページの作成・開設

イ. 中長期の段階の行動指針

地域情報の受発信事業（インターネット、マルチメディアの活用） [共同事業]

- インターネット・ホームページの維持・更新
 - ・新たな文化・観光関連情報の収集と更新
- マルチメディアを媒介とした情報受発信活動の展開

②交流連携事業

ア. 当面の段階の行動指針

地域おこし活動団体等の交流活動の推進 [共同・連携事業]

○グリーンツーリズム関連の代表的な活動団体等のワークショップの開催

- ・代表的な活動団体等の把握
- ・活動団体等へのワークショップの呼びかけ
- ・ワークショップの開催

圏域内での美しいむらづくりの促進 [連携事業]

○各市町村での美しいむらづくり取り組みの促進

- ・圏域内関係市町村への働きかけ
- ・美しい村づくりに向けての取り組みの促進

イ. 中長期の段階の行動指針

美しいむらづくりに係る広域連携事業の展開 [共同事業]

○美しいむらづくり推進協議会等の推進組織の設立

○美しいむらづくり事業の推進

- ・「京滋奈三・美しいむらづくりコンクール」の実施

施設水準を表す基準づくり [共同事業]

○グリーンツーリズム関連施設の水準を表す段階基準の検討

○水準段階別表示方式（スターマーク等）の検討

○関連施設の水準段階別表示の促進

③人・組織づくり事業

ア. 当面の段階の行動指針

地域おこし活動団体等のネットワークの形成 [共同事業]

○グリーンツーリズム関連の活動団体等の名簿作製

- ・圏域内の関連団体等のリストアップ
- ・緩やかなネットワークの形成

イ. 中長期の段階の行動指針

受け入れ地域における人材の養成 [共同・連携事業]

○養成講座等の企画・開催

- ・宿泊施設経営者

○資格取得の促進

- ・関連インストラクター等

圏域内外の人材ネットワークの構築 [共同・連携事業]

○リピーター会員等のリスト作成、ネットワーク化

- ・ふるさと会員、オーナー、連続的イベント参加者等のリスト作成
- ・リピーターグループのリスト化

○地域応援団の組織化、リスト作成、ネットワーク化

- ・地域応援団の結成、定期的会合の促進
- ・地域イベント、各種事業等の共催、協力、誘客の協力等

④調査研究事業

ア. 当面の段階の行動指針

- ・この段階では、特になし

イ、中長期の段階の行動指針

関連施設の水準に係る調査研究〔共同事業〕

○検討委員会の開催

- ・ 海外事例も含めた事例研究
- ・ 施設水準に係る基準づくりの検討

3. (仮称)新産業創造プロジェクト

—— 新ものづくり関連産業の育成・振興 ——

(1) 事業展開イメージ

	当 面 の 段 階	中 長 期 の 段 階
情報受発信	<ul style="list-style-type: none"> ○産業関連情報の発信 ・産業集積マップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域における産業関連情報の収集 ・産業関連情報コンテンツの収集 ○産業関連情報システムの整備 ・デジタルアーカイブ等の整備
交流連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ベンチャー企業人の交流促進 ○各地域における新産業創出システムの情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域における新産業創出システムの整備 ○広域的な新産業創出システムの整備 ・広域的な地域産業支援体制（広域的プラットフォーム）構築の検討
人・組織	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域におけるベンチャー企業人の育成促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的なベンチャー企業ネットワークの構築
調査研究		<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な新産業創出システムの調査研究

(2) 行動指針

①情報受発信事業

ア、当面の段階の行動指針

産業関連情報の発信 [共同事業]

- 圏域内の産業集積情報の収集・整理
 - ・市町村アンケート調査の実施
- 産業集積マップの作成
 - ・地域別・業種別分布状況等マップの作成・公表

イ、中長期の段階の行動指針

各地域における産業関連情報の収集 [連携事業]

- 産業関連情報の収集
 - ・産業活動に活用可能な関連コンテンツ（デジタル情報等）の収集

産業関連情報システムの整備 [連携事業]

- デジタルアーカイブ等の整備
 - ・産業活動に活用可能なデジタルコンテンツ情報を集積したアーカイブ（電子図書館）等の整備

②交流連携事業

ア、当面の段階の行動指針

ベンチャー企業人の交流促進 [共同・連携事業]

- ベンチャー企業人の交流活動の促進会
 - ・ベンチャー企業に携わる人々、あるいはそれを志す人々の交流会の実施

各地域における新産業創出システムの情報交流 [連携事業]

- ベンチャー企業育成システムの情報交流活動の促進
 - ・各地域で取り組まれている育成システムについての情報交流会の実施等
 - ・行政と経済界とのタイアップ事業として展開

イ. 中長期の段階の行動指針

各地域における新産業創出システムの整備 [連携事業]

- ベンチャー企業育成システムの整備
 - ・各地域におけるベンチャー企業育成システム整備の促進

広域的な新産業創出システムの整備 [連携事業]

- 広域的な地域産業支援体制（広域的プラットフォーム）構築の検討

③人・組織づくり事業

ア. 当面の段階の行動指針

各地域におけるベンチャー企業人の育成促進 [連携事業]

- ベンチャー企業人の育成
 - ・産・官・学の連携による講習会・研修会の開催
 - ・大学における特別講座の開設等

イ. 中長期の段階の行動指針

広域的なベンチャー企業ネットワークの構築 [連携事業]

- 圏域内のベンチャー企業人のネットワーク構築
 - ・経済界が中心となってネットワーク化を促進

④調査研究事業

ア. 当面の段階の行動指針

- ・この段階では、特になし

イ. 中長期の段階の行動指針

広域的な新産業創出システムの調査研究 [共同・連携事業]

○検討委員会の開催

- ・広域的プラットフォーム整備に向けての調査研究

4. (仮称) 環境共生プロジェクト

—— 緑豊かな自然環境、流域環境等の保全・活用 ——

(1) 事業展開イメージ

	当 面 の 段 階	中 長 期 の 段 階
情 報 受 発 信	○流域環境保全に係る意識啓発活動の展開	○流域環境マップ等の作成 ○流域環境情報の受発信 ・インターネット、マルチメディア等の活用
交 流 連 携	○環境保全に係る市民活動組織の交流促進 ○森林保全に係る都市と農山村との交流促進	○流域環境学習活動事業の展開 ○森林資源活用交流事業の促進 ○広域連携による廃棄物処理システムの検討
人 ・ 組 織	○市民活動の育成促進 ・NPO、ボランティア等 ○環境関連人材の育成促進 ・環境・森林インストラクター	○流域ネットワークの構築 ○環境関連組織のネットワーク化
調 査 研 究	○流域環境関連情報の収集・整理	○流域環境マップ作成に係る調査 ○森林資源活用事業に係る調査 ○広域廃棄物処理システムの調査研究

(2) 行動指針

①情報受発信事業

ア. 当面の段階の行動指針

流域環境保全に係る意識啓発活動の展開 [共同・連携事業]

- 既存の流域環境関連情報の発信
 - ・既存資料に基づく流域環境の現況と動向に係る関連情報の発信
- 流域環境情報の広報活動の展開
 - ・各地域の広報誌やシンポジウム等による意識啓発活動の促進

流域環境情報の受発信 [共同・連携事業]

- インターネットを活用した流域環境情報の受発信
 - ・流域環境に係る情報収集
 - ・インターネット・ホームページの開設

イ. 中長期の段階の行動指針

流域環境マップ等の作成 [共同事業]

- 流域環境現況の調査
 - ・流域環境資源等に係る調査の実施（水質、動植物生態系、景観等の現況調査）
- 流域環境マップの作成

流域環境情報の受発信（インターネット、マルチメディアの活用） [共同事業]

- インターネット・ホームページの維持・更新
 - ・流域環境に係る新しい情報の収集、更新
- マルチメディア等を活用した流域環境情報の受発信

②交流連携事業

ア. 当面の段階の行動指針

環境保全に係る市民活動組織の交流促進 [連携事業]

- 環境NPO、ボランティアグループ等の市民活動組織の把握
- 市民活動組織の交流促進

森林保全に係る都市と農山村との交流促進 [連携事業]

- 森林リースシステムの導入促進
 - ・圏域内での「ファミリーの森林事業」等の導入促進
- 森林施業支援システムの促進
 - ・森林ボランティア活動等の導入促進

イ. 中長期の段階の行動指針

流域環境学習活動事業の展開 [共同・連携事業]

- 「流域環境スクール」等の開講
 - ・講師集団の組織化
 - ・環境スクールの定期的開催（学習者の公募）

森林資源活用交流事業の促進 [連携事業]

- 「ファミリーの森林事業」の継続的推進
 - ・森林リース・システムの導入促進
- フィールド・ミュージアムづくりによる交流促進
 - ・都市と農山村との交流促進事業の展開

広域連携による廃棄物処理システムの検討 [連携事業]

○広域処理システムの検討

- ・技術的・政策的検討の促進

③人・組織づくり事業

ア. 当面の段階の行動指針

市民活動の育成促進 [連携事業]

○環境NPO、ボランティア等の育成促進

環境関連人材の育成促進 [連携事業]

○インストラクター等の育成促進

- ・環境インストラクター、森林インストラクター等

イ. 中長期の段階の行動指針

流域ネットワークの構築 [共同事業]

○(仮称)「淀川流域環境倶楽部」等の設立

- ・会員の公募、倶楽部組織の設立

環境関連組織のネットワーク化 [共同・連携事業]

○圏域内外の環境関連組織のネットワーク化

- ・地球温暖化問題等に係る関連組織の連携促進

④調査研究事業

ア. 当面の段階の行動指針

流域環境関連情報の収集・整理 [共同・連携事業]

○流域環境に係る現況調査

- ・既存の流域環境に係る諸資料の収集・整理

イ. 中長期の段階の行動指針

流域環境マップ作成に係る調査 [共同事業]

○流域の環境資源の現況調査

- ・既往文献の収集・整理
- ・研究者、市民専門家等からの情報収集
- ・流域環境マップの作成

森林資源活用事業に係る調査 [共同・連携事業]

○木材需要拡大対策の検討調査

- ・「産直住宅」、木造建造物、木工製品等の企画開発システムの検討

○森林保全・管理システムのあり方に係る調査

広域廃棄物処理システムの調査研究 [共同・連携事業]

○広域廃棄物処理システムのあり方と具体化に係る調査研究

京滋奈三・広域交流圏研究会の構成

「京滋奈三・広域交流圏研究会」は、下記の行政機関と経済団体とで構成している。

- 行政機関
 - 京都府
 - 滋賀県
 - 奈良県
 - 三重県
 - 京都市

- 経済団体
 - 京都商工会議所
 - 大津商工会議所
 - 奈良商工会議所
 - 三重県商工会議所連合会
 - 京都経済同友会
 - 滋賀経済同友会
 - 奈良経済同友会

